

平成30年1月29日

日本年金機構

## 日本年金機構役員退職手当規程及び役員報酬規程の改正について（案）

### I 退職手当

#### 1. 改正の趣旨

「公務員の給与改定に関する取扱い」（平成29年11月17日閣議決定）に基づき、日本年金機構の役員の退職手当について、国の取扱いに準じた日本年金機構役員退職手当規程の改正を行う。

#### 2. 改正の概要

退職者一律で調整率を下記のとおり平成30年1月1日から適用  
86.35/100 → 83.7/100

#### 3. 改正・施行予定日

平成30年2月1日  
※平成30年1月1日から遡及適用

### II 報酬

#### 1. 改正の趣旨

平成29年人事院勧告を踏まえ、日本年金機構の役員の報酬について、国の指定職の取扱いに準じた日本年金機構役員報酬規程の改正を行う。

#### 2. 改正の概要

勤勉手当の支給可能総額の月数を下記のとおり変更  
年間1.85月分 → 年間1.95月分（+0.1月分引上げ）

#### 3. 改正・施行予定日

平成30年2月1日  
※平成29年12月期賞与から遡及適用し、支給済賞与との差額相当額を平成30年3月に支給予定

○ 日本年金機構法（平成十九年法律第九号）

（役員の報酬等）

第二十一条 役員に対する報酬及び退職手当（以下この条において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 機構は、役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間事業の役員の報酬等、機構の業務の実績、第三十四条第二項第四号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を社会保障審議会に通知するものとする。

5 社会保障審議会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、厚生労働大臣に対し、意見を申し出ることができる。